月

1

每週月.水.金曜日発行

令和5年2月27日

무 外(2)

目

次

則

規 則

○富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則

1

規

富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年2月27日

富山県知事 八 朗 新 \blacksquare

を

富山県規則第4号

富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則

富山県建築士法施行規則(昭和25年富山県規則第 108号)の一部を次のように改 正する。

第2条第3項及び第14条第1項第3号中「、上半身」を削る。

別記様式第1号の(表面)中

写真

- 縦 4.5cm、横 3.5 c mの写真の裏 面に氏名及び撮影年 月日を記入してのり で貼り付けること
- 写真は、申請前6 月以内に撮影した無 帽、正面、上半身、 無背景のものとする
- 貼付した写真は免 許証に転写される。

写真

- 縦 4.5cm、横 3.5 c mの写真の裏 面に氏名及び撮影年 月日を記入してのり で貼り付けること。
- 写真は、申請前6 月以内に撮影した無 帽、正面、無背景の ものとすること。
- 貼付した写真は免 許証に転写される。

に改める。

別記様式第2号の3の備考1及び別記様式第3号の備考1中「、上半身」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年2月28日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則による改正前の富山県建築士法施行規則に定める様式による用紙は、 当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(建築住宅課)

県